

# 山口県報

平成23年  
6月7日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

下関都市計画道路事業の認可 (都市計画課) ..... 二

公告

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) ..... 三

山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等 (労働政策課) ..... 三

基本測量の実施 (監理課) ..... 五

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 五



### 山口県告示第二百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年六月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社  
住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 ジャパンファインスチール株式会社  
所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 三 特定施設に関する事項

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (kg/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 間
六三一口 (二〇基)	一・八	平成二三、 八、一七	平成二三、 一、二、一七	平成二三、 一、二、一七	連 続 二 四 時 間
六五 (二〇基)	"	"	"	"	変 動 な し
六六 (二〇基)	"	"	"	"	"

備考 「六三一口」、「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電解式洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めっき施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 小	
水素イオン濃度 (水素指数)	六三〇口	七	〇・一三四
	(二〇基)六五	一・三	〇・〇五二
	(二〇基)六六	二・五	〇・〇五二
化学的酸素要求量 (mg/l)	六三〇口	二〇	〇・一三四
	(二〇基)六五	一五	〇・〇五二
	(二〇基)六六	四〇	〇・〇五二
浮遊物質 (mg/l)	六三〇口	五〇	〇・一三四
	(二〇基)六五	四〇	〇・〇五二
	(二〇基)六六	五〇	〇・〇五二
銅 (mg/l)	六三〇口	一〇〇	〇・一三四
	(二〇基)六五	八〇	〇・〇五二
	(二〇基)六六	五〇	〇・〇五二
窒素 (mg/l)	六三〇口	六五、〇〇〇	〇・一三四
	(二〇基)六五	三	〇・〇五二
	(二〇基)六六	五	〇・〇五二
燐 (mg/l)	六三〇口	検出せず	〇・一三四
	(二〇基)六五	〇・四	〇・〇五二
	(二〇基)六六	検出せず	〇・〇五二

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
					水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	
"	"	"	"	七・二	七・九	七・九	一、一四六・五五	
"	"	"	"	八・五	一一・八	八・八	一、三九〇・一	
"	三・六	二・一	七・四	七・九	一一・八	八・八	二九	
"	六・二	四・二	一一・八	一一・二	一一・八	八・八	二九	
七	六・二	四・二	一一・八	一一・二	一一・八	八・八	二九	
九	一〇	八	八・八	七・九	一一・二	八・八	二九	
"	"	"	二〇	一五	一一・二	八・八	二九	
"	"	"	検出せず	一	一一・二	八・八	二九	
六	五・四	二・三	四・五	八	一一・二	八・八	二九	
一五	八・一	四・五	九・八	一〇	一一・二	八・八	二九	
"	〇・七	〇・三一	〇・五六	〇・四	一一・二	八・八	二九	
一・五	一・三	〇・六九	一・三六	一・五	一一・二	八・八	二九	
一九	七六	一八・九五	二九	一、一四六・五五	一一・二	八・八	二九	
三三	一〇五	三三	四八	一、三九〇・一	一一・二	八・八	二九	

山口県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十三年六月七日

一 施行者の名称

山口県知事 二井 関 成

- 二 下関市 都市計画事業の種類及び名称
  - 三 下関都市計画道路事業三・三・四竹崎細江線 事業施行期間
  - 四 平成二十三年六月七日から平成二十六年三月三十一日まで 事業地
- 下関市竹崎町四丁目



(一七三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年六月七日から同年十月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 新下関パワーセンター  
所在地 下関市大字石原二七七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名  
イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番一号 岡澤 正章  
株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 政男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前九時から午後五時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十三年五月二十五日

五 変更年月日

平成二十三年五月二十六日

(一七四) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十三期使用者委員(補欠委員二人)及び労働者委員(補欠委

員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十三年六月七日

山口県知事 二井 関成

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十三年六月十三日(月曜日)から同年七月十一日(月曜日)まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
  - 2 組合規約及びこれに準ずる諸規程
  - 3 労働協約、覚書その他附属協定
  - 4 組合役員名簿
  - 5 職制機構図
  - 6 組合の予算書又は決算書
  - 7 大会議案書
  - 8 その他必要と認められる立証資料
- (二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するもので、できるだけ早く申請すること。

六 その他  
 不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三三三三―〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所  
の所在地

名 称

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の労働者委員（補欠委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 月 日	年 月 日
生 年 月 日		
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴及び兵役関係、組合運動関係並びに政党関係を詳細に記入した履歴書
  - 2 労働組合が推薦しようとする場合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属するすべての所属団体について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(一七五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年六月七日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十三年六月十日から平成二十四年二月二十九日まで

(一七六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年六月七日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字西土手

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市余田三六二六番地の二

医療法人松栄会

平成二十三年六月七日印刷

発行所

山口県知事